

第 52 号議案

大田区積立基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区積立基金条例の一部を改正する条例

大田区積立基金条例（昭和 39 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

勝海舟基金
-------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

勝海舟基金を設置するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。